

主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(平成29年6月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
-	119	18	-	2,926	-	2	3,065

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

※主税局においては、「提言」「意見」「要望」の区別が困難であるため、「意見」に集約しております。同様に、「相談」「問合せ」については、「相談」に集約しております。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(平成29年6月分)

▶(都民の声)今年度の都税パンフレットの発行時期等について(複数)

最新の「ガイドブック都税」と「不動産と税金」はいつ発行され、どこでもらえるか。

(回答)主税局では、都税のしくみをわかりやすく解説した「ガイドブック都税」と不動産に関する税金をまとめて解説した「不動産と税金」というパンフレットを毎年6月に発行しています。

今年度の「ガイドブック都税2017(平成29年度版)」と「不動産と税金2017(平成29年度版)」は6月下旬より、各都税事務所、都庁第一本庁舎3階北側都民情報ルーム、都庁第一本庁舎東京都主税局相談コーナーなどで、無料配布しています。また、東京都主税局ホームページからもご覧いただくことができます。

▶(都民の声)年の途中で売買があったとき、固定資産税の納税義務はどうなるか

年の途中でマンションを売却するが、固定資産税の納税義務はどうなるのか。全期分を納税した場合は還付となるか。

(回答)固定資産税は、地方税法の規定により賦課期日(毎年1月1日)現在の登記簿等に所有者として登記されている人に対して課税されます。

年の途中で売却された場合でも前所有者にその年度分の納税義務があるため、還付の対象とはなりません。

なお、売買契約などで固定資産税の負担割合を所有期間であん分することがありますが、これは、あくまでも当事者間の約束にとどまります。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。